不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

討論要旨　片渕卓三議員

意見書については、国に対し、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことができるよう、４項目について早急に強く要望するものであります。ここで意見書案の内容であります。

１項目めとして、現在、助成対象となっていない「人工授精」を始め、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」、さらには「男性に対する治療」についても、その対象として検討すること。

２項目めとして、不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでは、その整合性も考慮しながら、助成額の増額、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。

３項目めとして、不妊治療と仕事の両立ができる環境整備を進めるとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。

４項目めとして、不育症への保険適用や、事実婚の方の不妊治療への保険適用や助成について検討すること。の内容であります。

現在、不妊治療を受ける夫婦は5.5 組に１組といわれております。本市において市の助成を受けている件数は平成２９年度は７３件、平成３０年度は７２件、令和元年度は６９件であります。体外受精や顕微授精といった高額な治療で生まれる子どもも増加し、2017 年には約５万７千人が誕生し、計算上、学校１クラスに 2～3 人いる割合であります。

子どもを待ち望んでいる方々の、一層の経済的負担の軽減や相談体制の拡充など、幅広い支援が必要と考えております。

不妊に悩む人たちにとって大きな朗報は、菅義偉内閣が打ち出しました、不妊治療への保険適用の拡大であります。

不妊治療は肉体的、精神的な負担も大きい。治療費負担の軽減が重要であることを重ねて強調し、賛成討論といたします。